

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                 |
|-------|----------------------|
| 14    | 子ども子育て支援関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滑川町は、子ども子育て支援関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するため適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

子ども子育て支援関係事務では、事務の一部を部外業者に委託しているため、業者剪定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

埼玉県滑川町長

## 公表日

令和5年2月7日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 子ども子育て支援関係事務  |
| ②事務の概要                   | <p>・子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。<br/>・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認<br/>②入所要件の確認<br/>③保護者情報の確認<br/>④保育料算定に必要な各種情報の照会</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。</p> |
| ③システムの名称                 | 子ども子育て支援システム<br>子育て施設等利用給付システム<br>統合宛名システム<br>中間サーバー<br>サービス検索・電子申請機能   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 支給認定情報ファイル<br>宛名情報ファイル   |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の94項。<br>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第68条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                  | <p>■情報照会の根拠<br/>番号法第19条8号、別表第二の116項<br/>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務手続き及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第59条の2</p> <p>■情報提供は実施しない</p>  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 福祉課   |
| ②所属長の役職名                 | 福祉課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 請求先 | 総務政策課 〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750-1 |
|-----|------------------------------------|

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

|     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 連絡先 | 福祉課 〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750-1 |
|-----|----------------------------------|

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年2月7日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年2月7日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|  |   |  |
|--|---|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>                                     |   |  |
| [ 基礎項目評価書 ]  |   | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |   |  |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>                    |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 特に力を入れている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>  |   |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 特に力を入れている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 特に力を入れている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない                             |   |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない  |   |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 特に力を入れている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)           |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>   |   |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                      | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| <b>8. 監査</b>   |   |  |
| 実施の有無  | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>   |   |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない          |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目                               | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                |
|-----------|----------------------------------|---|--|------|--------------------------|
| 令和1年6月1日  | 対象者人数                            | 平成30年6月1日時点   | 令和元年6月1日時点   | 事後   |                          |
| 令和1年6月1日  | 取扱者数                             | 平成30年6月1日時点   | 令和元年6月1日時点   | 事後   |                          |
| 令和3年7月1日  | 4 情報提供ネットワークによる情報連携              | ■情報照会の根拠<br>番号法第19条7号   | ■情報照会の根拠<br>番号法第19条8号  | 事前   | 番号法19条に係る改正の施工日は令和3年9月1日 |
| 令和4年4月13日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | 子ども子育て支援システム<br>統合宛名システム<br>中間サーバー  | 子ども子育て支援システム<br>子育て施設等利用給付システム<br>統合宛名システム<br>中間サーバー   | 事後   | 役場内機構改革の事務分掌のため          |
| 令和4年4月13日 | ①部署                              | 健康福祉課   | 福祉課  | 事後   | 機構改革に伴う課名変更              |
| 令和4年4月13日 | ②所属長の役職名                         | 健康福祉課長  | 福祉課長   | 事後   | 機構改革に伴う課名変更              |
| 令和4年4月13日 | 連絡先                              | 健康福祉課   | 福祉課  | 事後   | 機構改革に伴う課名変更              |
| 令和5年2月7日  | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要   | <p>・子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルには、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認<br/>②入所要件や確認<br/>③保護者情報の確認<br/>④保育料算定に必要な各種情報の照会</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。</p> | <p>・子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認<br/>②入所要件の確認<br/>③保護者情報の確認<br/>④保育料算定に必要な各種情報の照会</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。</p> | 事後   |                          |
| 令和5年2月7日  | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | 子ども子育て支援システム<br>子育て施設等利用給付システム<br>統合宛名システム<br>中間サーバー  | 子ども子育て支援システム<br>子育て施設等利用給付システム<br>統合宛名システム<br>中間サーバー<br>サービス検索・電子申請機能  | 事後   |                          |